

令和8－9年度 下釜ダム貯水池周辺傾斜観測業務

特記仕様書

令和8年1月

独立行政法人 水資源機構

筑後川上流総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める測量調査等業務共通仕様書（令和6年4月）（以下「共通仕様書」という。）に優先して「令和8-9年度 下笠ダム貯水池周辺傾斜観測業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

なお、本業務は共通仕様書第1編第1章第1節第1項に示す「地質・土質調査」とする。

2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。

1-2 準拠基準等

受注者は、設計図書によるほか、次の基準類によらなければならない。

1. 国土交通省：河川砂防技術基準同解説 計画編 令和7年6月
2. (財)国土技術研究センター：貯水池周辺の地すべり調査と対策（改訂新版）平成22年12月
3. (公社)日本道路協会：道路土工 切土工・斜面安定工指針 平成21年6月
4. (社)斜面防災対策技術協会：地すべり観測便覧 平成24年10月

第2節 業務内容

2-1 業務場所

大分県日田市中津江村栃野地内他

2-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

- | | |
|-------------|----|
| 計画準備 | 1式 |
| 計器観測（地盤傾斜計） | 1式 |

第3節 履行期間

1. 履行期間は、契約締結の翌日から令和10年3月31日までとする。
2. 契約変更手続き期間等として20日を見込んでいるので、この期間を残して業務がおおむね完了するように努めるものとする。

第4節 関連業務等

1. 本業務に関連する業務等は、次のとおりである。
 - (1) 松原ダム・下笠ダム管内維持修繕工事（仮称）
2. これらの関連業務等は、本業務に密接な関連があるので、受注者は工程等について、当該業務等の受注者と十分協議、調整を行い、協力しなければならない。

第5節 業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

第6節 低入札価格調査

1. 入札価格が入札説明書（別紙）に示す工事請負契約の事務処理要領第14条の2に基

づく基準価格を下回ったときは、入札価格、業務執行体制等に関する調査等を行うので、協力されたい。

2. 調査等に当たり、受注者は、配置を予定する技術者のうちから、現場作業における技術上の責任を有する者として、「現場責任者」を定められたい。

第7節 主任技術者

1. 本業務の主任技術者は、入札公告及び入札説明書の「配置予定技術者の資格・業務経験」の様式に配置予定技術者として記載した者の中から配置するものとする。ただし、主任技術者を変更できるのは、病休・死亡・退職等極めて特別な場合に限る。
2. 病気等特別な理由のためやむを得ず主任技術者を変更する場合は、監督員の承諾を得て、本業務の入札説明書に定められた配置予定技術者に係る全ての条件を満足する者を配置しなければならない。

第8節 提出書類

業務実績の登録については、業務実績情報サービス（TECRIS）、又は農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に登録するものとする（TECRIS及びAGRISの両方へ登録することも可）。

なお、AGRISに登録する場合は、共通仕様書第1編第1章第11節第3項に変え、以下による。100万円未満の業務の登録については、監督員の承諾を得ること。

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務等について、AGRISに基づき、請負・変更・完了・訂正時に業務実績情報として業務実績データを作成し、監督員の確認を受けたいえ、請負時は契約後15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録機関（一般社団法人農業農村整備情報総合センター）に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務実績登録の受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

第9節 打合せ等

本業務で行う打合せは、次の区切りにおいて行うものとし、回数は3回以上とする。打合せは、原則として主任技術者が出席するものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間打合せ（令和8年度観測結果とりまとめ時）
- (3) 成果物納入時

第10節 資料の貸与及び返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。
 - (1) 令和6－7年度 下笠ダム貯水池周辺傾斜観測業務 報告書
 - (2) その他、監督員が必要と認めた資料
2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上記1.に定める以外の資料が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。

第11節 土地への立入り等

土地への立入り等については、共通仕様書に定めるほか、次の事項に留意しなければならない。

1. 受注者は、土地への立入りに当たっては、あらかじめ監督員の了解を得るものとする。
2. 受注者は、現地踏査等における立木等の伐採及び踏み荒らし等には十分に注意し、極

力なくすよう努めなければならない。

3. 受注者は、監督員が認めた以外でむやみに障害物を伐採損傷等した場合には、受注者の責任において処理するものとする。

第12節 成果品の提出

12-1 電子納品

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領 令和6年3月：国土交通省）」(以下「要領」という。)(URL：http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/)に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)で2部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【業務編】(令和6年3月：国土交通省)」(http://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/)に基づき行うものとし、業務着手前に「事前協議チェックシート(調査設計業務用)」を用いて監督員と協議するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

12-2 成果品の提出

1. 受注者は、成果品の提出に当たっては、電子データと「技術情報インデックスファイル」を電子媒体で提出するものとする。
なお、「技術情報インデックスファイル」の様式は水資源機構ホームページに掲載している。
2. 受注者は、次の成果品を提出するものとする。
(1) 電子媒体(CD-R 又は DVD) 1式(2部)

12-3 部分引渡し

業務完成に先立って、引渡しを受ける指定部分及びその引渡し時期は、次表のとおりである。

項目	指定部分	引渡し時期	備考
傾斜観測業務	地盤傾斜計観測結果 (令和8年度観測結果)	令和9年3月頃	

第13節 設計変更等

設計変更等については、契約書第17条から第25条及び共通仕様書第1章第22節から第25節に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン(平成27年11月)」(独立行政法人水資源機構)による。

第14節 下請負

1. 受注者は、業務の一部を下請負に付することを予定している場合は、予定している下請負業者名、下請負範囲及び概算金額を明示した下請負予定表を事前に監督員に提出しなければならない。

なお、受注者は、下請負予定表に大きな変更又は追加の必要が生じた場合は、その都度監督員に提出しなければならない。

2. 本業務は「主たる部分」として共通仕様書第 29 節第 1 項の他に、以下に示す内容を加えるものとする。
 - (1) 計画準備
 - (2) 計器観測（地盤傾斜計）
3. 本業務における「軽微な部分」は共通仕様書第 29 節第 2 項に規定する部分の他、「計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、収集及び単純集計」とする。

第 15 節 安全等の確保

安全管理については、共通仕様書に定めるほか、次の事項に留意しなければならない。

1. 狩猟期間は次表のとおりであるが、本業務実施にあたっては、大分県、熊本県の最新情報を確認したうえで、十分に注意するものとする。

対象狩猟鳥獣	狩猟期間（大分県、熊本県）
イノシシ、シカ	11 月 1 日～翌年 3 月 15 日

第 16 節 履行報告

1. 受注者は、共通仕様書第 1 編第 1 章第 35 節「履行報告」に基づき、業務履行報告書を作成し、監督員に提出するものとする。

第 17 節 用地及び物件

1. 受注者は、調査用以外に第三者の用地及び物件を借用し、又は補償した場合には、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、当該土地等の使用等による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
2. 受注者は、第三者に対して損害の発生が予想される場合には、監督員と協議して必要な予防措置を講じなければならない。

第 18 節 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料又は参考図は、入札参加者の適正、迅速な見積り、受注者の設計変更業務等の容易化に供するための資料として示すものであり、契約書第 1 条にいう「設計図書」ではない。

第 19 節 ウィークリースタンス

1. 監督員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の取組に努めるものとする。

ウィークリースタンスとは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することで業務環境の改善を図ることであり、取組内容は次のとおりとする。

 - (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（又は連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（又は連休前）に依頼をしない。）
2. 初回打合せにおいて、受発注者間で取組内容を定めて、決定した内容は打合せ記録簿に整理のうえ、受発注者間で共有するものとする。
3. ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に影響を及ぼさない範囲で実施するものとし、災害対応等の業務上緊急の事態が発生した場合には、受発注者間で対応について協議するものとする。

第20節 情報共有システムの活用

1. 本業務は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
2. 受注者は、本業務で使用する情報共有システムについては、次の要件を満たすものを選定すること。
 - ・業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev. 1.7)
3. 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。

また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員の確認を得た上で決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

第21節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 業務目的

本業務は、下笠ダム貯水池周辺において3地区（鳥梁、栃原、田台）に設置している地盤傾斜の観測及び観測データの整理を行うものである。

第2節 業務内容

1. 計器観測（地盤傾斜計）

- ① 地盤傾斜計（半自動観測）の観測を行い、下笠ダムの降雨、貯水位、地震時等のデータを考慮し、とりまとめを行うものとし、前年度までの調査データとの比較を行うものとする。観測値に過年度と異なる動きが確認された場合は、速やかに監督員に報告するものとし、要因を確認するものとする。
- ② 観測する傾斜計の箇所は、下表のとおりとする。
- ③ 観測日の日程表を作成し、監督員の承諾を受けるものとする。観測日に変更が生じた場合は、監督員に連絡すること。
- ④ 観測時に周辺の地盤状況等に変状を確認した場合は速やかに監督員に報告すること。

地盤傾斜計観測頻度は1回/時間とし、データ回収頻度は毎月1回とする。

地区		傾斜計地点No.	データ回収	データロガー機種名
鳥梁	半自動	K-2	1回/1ヶ月	TC-32K
栃原	半自動	K-3	同上	同上
田台	半自動	K-6	同上	同上
合計		3箇所		

2. その他

受注者は、計器不具合等が発生した場合は、速やか監督員に報告するものとし、監督員の指示に従うものとする。計器観測結果や周辺状況により、臨時点検や追加調査、計器更新等が必要になった場合は、監督員から指示するものとし、設計変更の対象とする。

以上

数量総括表

業務名 令和8－9年度 下笠ダム貯水池周辺傾斜観測業務

筑後川上流総合管理所

数量総括表

業務名	令和8-9年度 下笠ダム貯水池周辺傾斜観測業務				業種項目	地質調査 一般調査
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
一般調査		式		1		
直接調査費		式		1		
打合せ協議		式		1		
打合せ協議		式		1		3回
地すべり調査		式		1		
計画準備		式		1		
計器観測（地盤傾斜計）		回		72		
電子成果品作成費		式		1		
電子成果品作成費		式		1		
間接調査費		式		1		
旅費交通費		式		1		

数量総括表

業務名	令和8－9年度 下笠ダム貯水池周辺傾斜観測業務				業種項目	地質調査 一般調査
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
旅費交通費（率計上）		式		1		
直接調査費＋間接調査費		式		1		
間接費		式		1		
諸経費		式		1		
一般調査業務費		式		1		
消費税相当額		式		1		
地質調査業務費		式		1		



地区別調査平面図
[鳥梁地区]





